

島根大学と放送大学との間における単位互換実施に関する取扱要項

(平成16年4月1日制定)
[令和7年8月6日最終改正]

(趣旨)

- 1 学則（平成16年島根大学則第2号）第32条第3項に基づく島根大学と放送大学との間における単位互換の実施に関しては、島根大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書、島根大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書についての覚書及び学生交流取扱要項に定めるもののほか、この要項の定めるところにより取扱うものとする。

(単位互換科目)

- 2 放送大学において開講される授業科目のうち単位互換により島根大学（以下「本学」という。）の学生が履修できる授業科目を、単位互換科目とする。

(基盤科目及び導入科目の取扱い)

- 3 放送大学において開講される授業科目のうち基盤科目及び導入科目における単位互換科目の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 放送大学の開講科目と本学で単位認定する科目の対応は、下表のとおりとする。

放送大学の開講科目	本学の単位認定科目
基盤科目 導入科目	全学基礎教育科目
基盤科目（外国語）	全学基礎教育科目 外国語科目
基盤科目（保健体育）	全学基礎教育科目 健康・スポーツ科目

- (2) 単位互換科目の単位数は放送大学の単位数とし、その成績評価は放送大学の成績評価に基づいて下表のとおりとする。

放送大学の評価	本学の評価
Ⓐ (100～90点)	秀
A (89～80点)	優
B (79～70点)	良
C (69～60点)	可
D (59～50点) E (49～0点)	不可
未 (単位認定試験未受験)	未修
否 (通信指導未提出又は不合格)	未修

- (3) 単位互換科目の単位は必修科目の単位としては認めず、本学における全学基礎教育科目の選択科目単位又は全学基礎教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目単位として認定する。

(4) 認定する授業題目名は、放送大学の授業題目名の末尾に（放送大学）と付したものとする。

（専門科目及び総合科目の取扱い）

4 放送大学において開講される授業科目のうち専門科目及び総合科目における単位互換科目の取扱いは、次の原則に従って各学部において定める。

(1) 放送大学の開講科目と本学の単位認定科目の対応は、各学部で定める。

(2) 単位互換科目の単位数と成績評価は、第3項の第2号の取扱いに従う。

(3) 単位互換科目の単位は、本学における専門教育科目の選択科目単位、専門教育科目の自由科目単位又は全学基礎教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目単位として認定することができる。

(4) 科目認定する授業題目名は、放送大学の授業題目名の末尾に（放送大学）と付したものとする。

（単位の上限）

5 単位互換科目の履修によって認定できる単位数は、第3項及び第4項に定めるものを合わせて30単位までとし、卒業に要する単位に加えることができる。

（出願手続き）

6 学生による出願の手続きは、別に定める。

（授業料の支払い）

7 授業料の支払いは、は次のとおりとする。

一 授業料は学生負担とする。ただし、放送大学の指定科目の履修に関する運用方針に定める指定科目の授業料は、単位取得を条件に本学の負担とする。

二 放送大学が定める枠入学制度を利用して入学する学生の授業料は本学が一括して放送大学の指定口座（以下「指定口座」という。）に振り込み、そのうち学生が負担すべき授業料は、本学が学生に請求する。

（履修方法）

8 履修方法は、次のとおりとする。

(1) CSデジタル放送又はCATV放送等を受信できるものは、直接視聴して履修する。

(2) 放送大学キャンパスネットワークを利用したインターネット配信で履修する。

(3) 島根学習センターで履修する。

（履修制限）

9 1年次の前期及び卒業年次の最終学期は、履修できない。

（履修科目の登録の上限）

10 単位互換科目は、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に含むものとする。ただし、指定科目の単位の取扱いは、放送大学の指定科目の履修に関する運用方針に定めるところによる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成20年2月27日一部改正）

1 この要項は、平成20年4月1日から実施する。

2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の島根大学と放送大学との間における単位互換実施に関する取扱要項第3項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年11月16日一部改正）

この要項は、平成21年11月16日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月16日一部改正）

- 1 この要項は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）及び平成24年度に生物資源科学部以外の学部に入学者（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）については、この要項による改正後の島根大学と放送大学との間における単位互換実施に関する取扱要項第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月7日一部改正）

- 1 この要項は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）及び平成24年度に生物資源科学部以外の学部に入学者（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む）については、この要項による改正後の島根大学と放送大学との間における単位互換実施に関する取扱要項第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和6年1月9日一部改正）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む。）については、改正後のこの要項第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日一部改正）

この要項は、令和7年3月31日から実施する。ただし、この要項による改正後のこの要項第3項第2号に関する規定は令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年8月6日一部改正）

- 1 この要項は、令和7年10月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日前に単位互換により単位として認定された授業題目名は、改正後のこの要項第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。